

**借金・住まい・不動産・相続・
 離婚・労働問題・損害賠償など
 困っていること、まずは相談してみましょう。**

令和8年 4月号

法テラスは、収入や預貯金が一定基準以下の方などを対象に、
 弁護士・司法書士による「無料法律相談」を実施しています。

(面談のほか、電話でも相談ができるようになりました)



気仙事務所での「常設 無料法律相談」日時		
平日	毎週 月曜日・木曜日 毎月 第2・第4水曜日	4月～11月 10時～16時
休日	4月 19日 (日)	

解決に役立つ情報提供

法テラスサポートダイヤル
0570-078374

コールセンターのオペレーターがお困りごとに応じて、法制度等の情報や適切な相談窓口をご案内しています。

月曜日～金曜日 9時～21時
 土曜日 9時～17時
 (日・祝・年末年始は休み)

IP電話をご利用の方は
 03-6745-5600へおかけください。

※弁護士・司法書士相談をご希望の方は、法テラス気仙へお電話ください。

釜石会場での「巡回 無料法律相談」	
日時	6月 3日 (水) 13時～15時30分
場所	釜石市消費生活センター (釜石市只越町3-9-13 市役所内)

弁護士担当：月曜日・木曜日・休日・巡回 ※4月16日(木)の相談は休み

司法書士担当：水曜日のみ

※相談内容によって、一定基準を超える方でも司法書士相談をご利用できる場合があります。(相続手続き、成年後見制度、不動産登記など)



= ご利用について =

- 相談時間：1回30分程 ●利用限度：同一案件につき3回まで
 - 予約方法：電話・WEB・直接来所
- 原則として、当事者のご利用となります。代理人が相談する場合は、当事者の委任状(電話連絡)が必要です。


WEBページから予約可能

法テラス岩手 	法テラス気仙 
---	---

※司法書士・巡回・電話相談は電話で予約

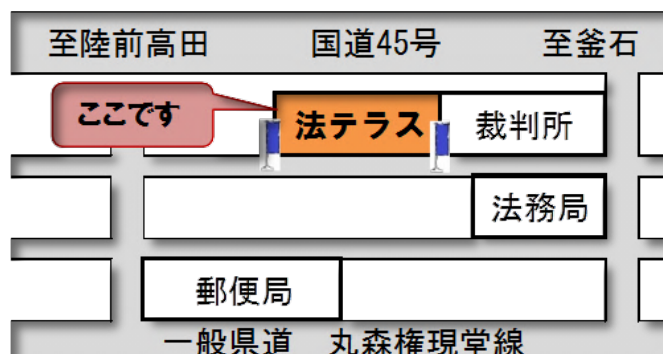
日本司法支援センター
 **法テラス気仙**

〒022-0003 大船渡市盛町字宇津野沢9-5
 お問い合わせ・ご予約：平日 9時～17時
 (土・日・祝日・年末年始は休み)

 **0570-078385**

IP電話からや、休日相談日当日は
050-3383-1402 へおかけください。

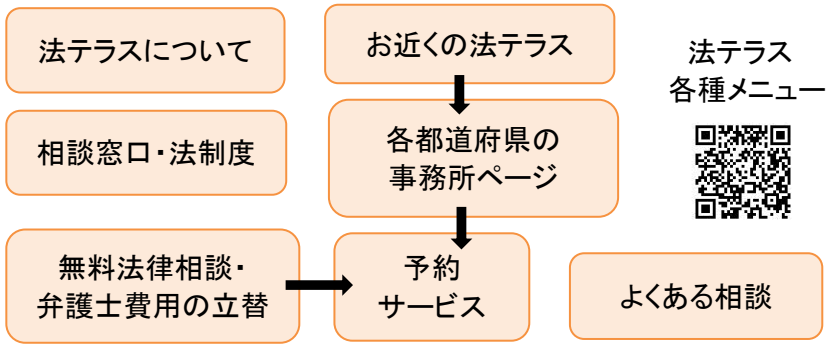
《案内図》



「法テラス」は国が設立した公的な法人です。対応する専門家や職員には守秘義務がありますのでご安心ください。

民事法律扶助制度とは？

トラブルにあったとき、経済的な理由で専門家へ相談できない方に対し、無料で相談を行い、必要な場合には弁護士等の費用を一時的に法テラスが立て替える制度です。
 詳しくはホームページに掲載しています。



☀ 「無料法律相談」の対象者は？ 法テラスの「基準を満たしている」方になります。

判断方法は？

以下のことを口頭で確認しています。

- 相談するご本人の家族人数(同居) = ご本人・配偶者・経済的に扶養している家族
- ご本人と配偶者二人の月収合算額と資産(現金・預貯金)の合算額がそれぞれ基準以下になるか
 ※夫婦間の紛争の場合はご本人分のみで判断
- 基準を超える場合は、控除される出資があるか (医療費、教育費、冠婚葬祭費など)

対象とならない方には、他の相談窓口等をご案内しています。

☀ 《 資力が一定基準以下であること 》 ☀

岩手県内在住の場合

月収基準	家族人数	単身者	2人家族	3人	4人
	基準 A		182,000円	251,000円	272,000円
	※家賃・住宅ローン	41,000円	53,000円	66,000円	71,000円
	合計	223,000円	304,000円	338,000円	370,000円

※家賃・住宅ローンの負担をしている場合の基準 A に加算される限度額
 負担していない場合は基準 A で判断します。

家賃・住宅ローン
 実際に負担している金額が、限度額の範囲内で基準 A に加算されます。そのため、基準 A の合計金額は利用者によって変わります。

資産基準	家族人数	単身者	2人家族	3人	4人
	基準 B		180万円	250万円	270万円

基準 A・B いずれも満たすこと

給与生活者の場合

$$\text{月収} = \text{給与手取り額} + (\text{年間賞与手取り額} \div 12\text{ヶ月})$$

その他に収入がある場合はその収入も含めます。

生活保護を受給されている方は基準にかかわらず利用できます。